

保護者の皆さま

岸和田市立新条小学校
校長 新家 幹雄

気象警報発令時の学校園の対応について

岸和田市教育委員会の通知に基づき、「自然災害」に伴う「警報等」が発令された場合は、子どもたちの安全確保のため下記のように対応いたしますので、ご理解とご協力の程よろしくお願いたします。

1. 「特別警報」、「暴風警報」、「暴風雪警報」が発令されている（発令された）場合
・ 校区の一部に避難情報（避難準備・避難勧告・避難指示）が出ている又は出された場合
 - ① 午前7時現在、岸和田市に発令されている場合 ⇒ 臨時休業
 - ② 午前7時～始業時間で、岸和田市に発令された場合 ⇒ 臨時休業
 - ③ 始業時間以降、岸和田市に発令された場合 ⇒ 授業中止（授業の繰上げ等）

2. 「特別警報」、「暴風警報」、「暴風雪警報」以外の警報（大雨警報、洪水警報、波浪警報、高潮警報、大雪警報）が発令されている（発令された）場合
 - ① 岸和田市に上記の「警報」が発令された場合 ⇒ **（原則的に）平常対応**
 - ② 子どもたちの安全確保上問題が生じるおそれがあると判断した場合
⇒ **授業(保育)時間の繰上げ・繰り下げ等の措置を講じる**

給食の取り扱いについて

- ◇ 始業時間までに学校が臨時休業となった場合、給食は中止となります。
- ◇ 始業時間以降に授業中止（授業の繰り上げ等）になった場合、給食を中止するか否かは、地域の特性や時間により、各学校の判断となります。